

## 北九州市学校規模適正化の進め方検討会開催要綱

### (目的及び開催)

第1条 本市における学校規模適正化の進め方の検討にあたり、幅広く意見を聞くため、北九州市学校規模適正化の進め方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### (構成員)

第2条 検討会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

### (任期)

第3条 構成員の任期は、選任の日から検討が終了するまでとする。

### (座長)

第4条 検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会の議長となり、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

### (会議の公開等)

第5条 検討会は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

### (意見の聴取)

第6条 検討会は、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

### (守秘義務)

第7条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### (庶務)

第8条 検討会の庶務は、教育委員会事務局総務部企画調整課において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要事項は、教育長が定める。

### 付則

この要綱は令和5年7月6日から実施する。